○ 岩手県警察災害警備実施要領の全部改正について(令和5年2月6日岩警備第5号・岩警務第11号・岩生安第13号・岩 刑事第13号・岩交通第4号警察本部長)

[沿革] 令和5年8月岩警備第49号・岩警務第106号・岩生安第97号・岩刑事第69号・岩交通第52号改正

各 部 長 官 各 所 属 長

岩手県警察災害警備実施要領の制定について(平成25年4月3日付け岩警備第13号ほか)の全部を別添のとおり改正し、令和5年3月1日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、岩手県警察突発重大事案初動措置要綱の制定について(平成12年3月13日付け岩警備発第18号ほか)については、令和5年3月1日をもって廃止する。

別添

岩手県警察災害警備実施要領

目次

- 第1章 総則(第1-第8)
- 第2章 平素の措置 (第9-第19)
- 第3章 災害時の措置 (第20-第35)
- 第4章 交通対策(第36)
- 第5章 自衛隊との相互協力 (第37)

第1章 総則

第1 目的

この要領は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備体制及び災害警備活動の基本を定め、もって災害警備の適正を期することを目的とする。

第2 定義

1 災害の定義と関係法令

災害の定義は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。) 第2条において「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、 津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他 その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生じる被害 をいう。」と規定されている。

また、上記の政令で定める原因により生じる被害について、災害対策基本法施行令(昭和37年政令288号。以下「災対法施行令」という。)第1条において「放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。」と規定されている。

2 用語の定義

(1) 災害

自然災害及び事故災害をいう。

(2) 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、 地滑りその他異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(3) 事故災害

放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、旅客列車の衝突 転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等の自然現象以外の原因により生じ、多数の死 傷者を伴い、社会的反響の大きい被害をいう。

想定される事故災害に関する事案の種別、事案の態様、初期的に事故災害の対処を総括する所属(以下「初動措置主管課」という。)及び当該事故災害の事件捜査を主管する所属(以下「事件主管課」という。)を別表第1に定める。

第3 災害警備方針

1 災害発生時の初期段階は、国民の生命、身体の安全の確保と保護を最優先し、警

備体制の早期確立、被害情報の収集、避難広報及び誘導、救出救助、行方不明者情報の収集、捜索活動及び緊急交通路の確保等の交通対策を中心とする諸対策に警察の総力を挙げて取り組むものとし、その後、事態の状況を踏まえて犯罪の予防、検挙等の安全・安心の確保を図る活動へ重点を移行するものとする。

2 県、市町村、消防、自主防災組織、自衛隊、海上保安庁、ライフライン業者その 他災害対策に携わる関係機関及び団体(以下「防災関係機関等」という。)が行う 災害応急対策、復旧及び復興活動に対しては、積極的に連携及び協力するものとす る。

第4 災害警備計画の策定

- 1 本部長及び署長は、災害警備体制、指揮命令系統、部隊編成、被害情報の収集、 伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確に推進できるよう災害警備計 画を策定するものとする。また、本部長及び署長は、策定した災害警備計画につい て、随時、補正及び見直しを行い、常に現状に対応できるものとする。
- 2 署長は、災害警備計画を策定し、又は補正若しくは見直しを行った場合は、警備 部警備課長(以下「警備課長」という。)を経由して本部長に報告するものとする。
- 第5 東北管区警察局岩手県情報通信部との連携

本部長及び署長は、この要領における通信に関する事項について東北管区警察局岩手県情報通信部と緊密な連携を図り、協力して行うものとする。

第6 災害警備体制の種別等

- 1 災害警備体制の種別、設置基準等
- (1) 本部における災害警備体制等については、別表第2のとおりとする。
- (2) 署における災害警備体制等については、別表第3のとおりとする。
- 2 災害警備体制の発令、運用等
- (1) 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、災害の種別、規模及び被害の状況に応じて災害警備体制を発令し、災害の発生状況、災害応急対策の実施状況等に応じて災害警備体制を適宜移行し、又は解除するものとする。また、事故災害において、別表第1の事案種別に当てはまらない場合は、本部長が初動措置主管課を決定する。
- (2) 災害警備体制に移行があった場合や、事故災害において捜査に着手しようとする場合等本部長が必要と認める場合は、当該体制以外の(拡大)災害警備本部等の必要な班及び直轄部隊を動員できるほか、あらかじめ定める班及び直轄部隊の任務を適宜変更できるものとし、災害応急対策に間隙が生じないよう的確な人員配置及び運用に努めるものとする。
- 3 他都道府県で大規模災害が発生した場合の措置

本部長は、他都道府県で大規模な災害が発生し、災害警備本部を設置した場合に おいては、警察庁からの指示に基づく警察災害派遣隊の派遣のほか、必要な物資の 支援に努めるなど必要な措置を講じるものとする。

なお、警察災害派遣隊の編成、運用等の必要な事項については別に定めるものとする。

第7 指揮代行者

(拡大)災害警備本部等を設置した場合において、本部長が事故等により指揮することができない場合は、警務部長又は警備部長が指揮を代行するものとし、本部長、警務部長及び警備部長が事故等により指揮することができない場合は、他の各部長、首席監察官及び学校長の協議により、指揮代行者を決定するものとする。

第8 非常参集及び非常招集基準

1 岩手県警察非常招集に関する訓令

非常参集及び非常招集基準は、岩手県警察非常招集に関する訓令(平成8年岩手 県警察本部訓令第16号)による。

- 2 参集(非常招集による応招も含む。以下同じ。)に関する留意事項
- (1) 参集要領

原則として、参集する際は、徒歩、自転車、二輪車等により所属部署又は所属 ごとにあらかじめ定めた場所(以下「所属部署等」という。)に参集するものと する。ただし、所属部署等に参集することができない場合は、次に掲げる要領に より行うものとする。

ア 道路障害、橋梁損壊等の障害により、所属部署等に参集することが極めて困 難な場合は、最寄りの警察施設に参集すること。

イ 所属部署等以外の警察施設に参集した場合は、自己の住所地周辺の状況等、 参集経路で得た被害状況を参集先の所属長に報告するとともに、自己及び家族 の被災状況を自己の所属長に報告すること。

なお、所属部署等以外の警察施設から所属部署等への移動が可能になるまで の間は、参集先所属長の指揮下で災害の応急対策を行うこと。

(2) 参集時の携行品

参集する際は、災害応急対策の長期化を念頭に置き、衣服、懐中電灯、乾電池、 非常食等、当面の活動に最低限必要な物品を携行すること。

第2章 平素の措置

第9 基礎資料の整備

署長は、管内の地盤、地質、人口動態及び交通実態のほか、災害危険箇所等災害警備計画に資する基礎資料として次の資料を整備するものとする。

また、整備した基礎資料については、災害情報管理システムに登録するものとし、 登録した情報については、災害警備活動に資するよう常に補正に努めるものとする。

- (1) 山(崖)崩れの危険箇所
- (2) アンダーパス (立体交差で掘り下げ式になっている下の道路、くぐり抜け式通路)
- (3) 河川の危険箇所
- (4) 危険物貯蔵保管施設
- (5) 高層建築物
- (6) 百貨店、スーパーマーケット
- (7) 地下街
- (8) 映画館等の興業場

- (9) ホテル、旅館、国民宿舎等
- (10) 老人ホーム等の高齢者が入所する施設
- (11) トンネル
- (12) 防災関係機関等
- (13) 避難施設
- (14) 給食調達が可能な店舗等
- (15) 病院
- (16) 葬祭業者
- (17) 寝具業者
- (18) 重機業者
- 2 署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難行動要支援 者(災対法第49条の10の避難行動要支援者をいう。以下同じ。)の適切な避難誘導 に資するよう防災関係機関等と緊密に連携しながら、避難行動要支援者の実態把握 に努めるものとする。

また、市町村長から避難行動要支援者に係る名簿情報(災対法第49条の11の名簿情報をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合は、当該名簿等情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

第10 業務継続計画の策定

本部長及び署長は、災害が発生し、職員の被災、ライフラインの途絶、警察施設庁舎の損壊等、人的及び物的被害を受けた場合においても的確に災害警備活動を推進しつつ、限られた人員で必要な警察業務を継続するため、あらかじめ必要な人員の確保、業務優先順位等を定めた業務継続計画を策定し、職員に周知徹底するものとする。

第11 警察施設の災害対策

- 1 本部長は、災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設について、耐震性及 び耐火性の強化に努める。
- 2 本部長及び署長は、警察施設が損壊した場合や浸水した場合における指揮機能及 び通信機能を確保するため、あらかじめ管内に代替施設を確保するものとする。
- 3 所属長は、警察施設の防災対策を行うに当たり、次の措置に努める。
- (1) 拳銃保管庫、ロッカー等の転倒防止措置及び施錠機能の点検
- (2) 非常持ち出し物品の確認、点検及び持ち出し訓練の実施
- (3) 非常用発電機の確認及び非常用コンセント配置箇所の把握

第12 装備資機材の整備、点検、非常用物資の備蓄等

1 装備資機材の整備充実

所属長は、災害の発生に備え、電源確保のための非常用電源設備の整備及び災害 警備用装備資機材、車両及び交通対策用資機材の整備充実、点検等に努めるものと する。

2 装備資機材、物資の調達準備等

本部長及び署長は、災害発生時において必要な装備資機材、物資等の調達が困難な状態に陥ることを踏まえ、事前に関係業者と協定を結ぶなど、災害発生時に迅速な措置ができるように準備するとともに、県及び市町村の災害対策に係る業者との

協定締結状況等を確認し、迅速かつ円滑な連携が図られるよう努めるものとする。

3 非常用物資の備蓄

本部長及び署長は、災害の発生に備え、食料、飲料水、燃料、電池等災害警備用物資及び感染防護資機材等の適切な備蓄並びに調達の措置を講じておくものとする。

第13 情報通信及び情報管理機能の確保

1 情報通信の確保

本部長及び署長は、災害発生時の情報通信を確保するため、次の事項について把握及び検討する。

- (1) 警察通信施設の整備状況、性能等
- (2) 災害発生時の警察通信以外の通信手段
- (3) 警察施設の新築及び改築時における通信機器等の設置場所の確保
- (4) 警察無線の不感地帯及び解消対策
- 2 情報管理機能の確保並びに集約システムの導入及び向上

本部長は、災害発生時における情報管理を滞りなく行うため、次の事項の推進に努めるものとする。

- (1) 関係事業者との連絡体制の整備及び障害に対する対処体制の構築
- (2) データ、プログラム等のバックアップ体制の整備
- (3) 被害情報、行方不明者情報、死者情報、身元確認、身元不明情報その他必要と 認められる情報の集約システムの導入及び機能の向上

第14 交通の確保

1 交通規制計画等

災害発生時における交通の混乱防止、住民等の避難路、緊急交通路の確保等については、大規模災害等に伴う交通規制実施要領の制定について(平成24年10月11日付け岩交通第71号、岩警備第60号。以下「交通規制実施要領」という。)及び岩手県警察交通管制要綱の制定について(平成13年3月9日付け岩交通発第15号、岩生安発第18号)により行うものとする。

2 交通管理体制及び交通安全施設の整備

本部長は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、 道路標識、交通情報板及び交通管制センター等の交通安全施設(以下「交通安全施 設等」という。)について、耐震性の確保に努めるものとする。

3 緊急通行車両の事前確認

署長は、災害警備活動に使用する車両のうち、道路交通法(昭和35年法律第105号) 第39条第1項の緊急自動車以外の車両については、緊急通行車両等の事前届出・確 認手続等要領の制定について(平成7年11月16日付け岩規制発第341号、岩警備発第 159号。以下「緊急通行車両等の事前届出要領等」という。)に基づき、緊急通行車 両の事前確認に努めるものとする。

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

署長は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、各種会合、ミニ広報紙又は市町村広報紙等で広報し周知徹底する。

第15 防災関係機関等との連絡体制の確立

- 1 所属長は、防災関係機関等と平素から連携、協力して災害危険箇所の調査及び災害発生時の被害調査、救出救助等のための連絡窓口、体制等について、相互に確認、 把握するとともに、防災関係機関等が保有する情報の提供が受けられるよう、良好な協力関係を確立しておくものとする。
- 2 本部長及び署長は、災害発生時に県及び市町村の災害対策本部に連絡要員として 派遣する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

第16 避難誘導対策

署長は、災害発生時に的確な避難誘導を行うため、あらかじめ次の措置を講じるものとする。

- 1 避難場所等の周知徹底
- (1) 平素の地域安全活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の避難場所、避難 経路、留意事項等について周知徹底を図ること。
- (2) 災害時の住民避難等を迅速に行うため、平素から防災関係機関等との緊密な連携、協力体制の確立に努めること。この場合においては、避難場所等が津波浸水 予想区域、土砂の崩落、建物の倒壊、火災の発生、危険物の漏えい等二次災害の 危険性の有無についても把握に努めること。

2 管理者対策

デパート、劇場、地下街等多数人が集まる場所における非常時の照明の確保、誘導要領の策定、避難経路の明示等自主的な避難措置等についての確認に努めること。

第17 警報等の伝達

署長は、(大) 津波警報及び注意報の発表のほか、大雨、河川の氾濫等被害を及ぼ すおそれがある場合には、住民等に対して、速やかに伝達できるようにその手段、方 法等について体制を確立するものとする。

第18 災害応急対策活動の促進

1 住民等との一体的な災害応急対策活動の実施

本部長及び署長は、定期的かつ計画的な防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等が主催する防災訓練実施の際には計画段階から積極的に参画し、防災関係機関等及び住民との一体的な災害応急対策活動の実施に努めるものとする。

2 防災意識の普及等

職員は、平素から各種会合を通じて地域住民に対し、家庭での安全対策、災害発生時に執るべき行動、家族間における連絡等防災意識の普及及び向上に努めるものとする。

3 避難行動要支援者に対する配慮

防災訓練の実施並びに防災意識の普及及び向上に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、平素から防災関係機関等と緊密な連携をとり、避難行動要支援者の早期避難体制等地域における支援体制の確立に努めるものとする。

4 企業に対する防災意識の普及等

署長は、地域コミュニティの一員である企業に対し、地域防災訓練への参加及び 防災に関する助言等を行うものとする。

特に、ガス、油、化学薬品等の危険物を保有する企業等に対しては、平素から火

災や漏えい等による被害を発生させないよう保管管理の徹底等防災意識の普及及び 向上に努めるものとする。

5 情報収集に伴う民間協力体制の構築 本部長及び署長は、災害情報を的確に把握するため、アマチュア無線クラブ等と の協力体制の構築に努めるものとする。

第19 教養訓練

所属長は、所属職員に対して災害警備活動の重要性等について周知徹底するとともに、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、次の教養項目及び訓練項目について計画的な反復訓練に努めるものとする。

1 教養項目

- (1) 災害関連用語の定義及び災害警備の知識
- (2) 災害関係法令
- (3) 警察及び関係機関の責務
- (4) 管轄区域内の段階的災害予測
- (5) 災害警備計画及び活動要領
- (6) 災害警備用装備資機材の知識
- (7) 通信資機材の知識
- (8) 災害情報の分析及び報告要領
- (9) 人的被害関連情報の基本的取扱要領

2 訓練項目

- (1) 要員の招集及び部隊の編成要領
- (2) 災害情報の収集、伝達及び広報要領
- (3) 住民等の避難誘導要領
- (4) 被災者の救出救助活動要領
- (5) 被留置者の避難要領
- (6) 災害警備用装備資機材の操作要領
- (7) 車両及び警察用航空機の配備運用
- (8) 通信資機材の操作要領
- (9) 災害警備部隊の配備及び応援部隊の派遣
- (10) 災害時の交通規制及び道路上の放置車両等障害物除去要領

第3章 災害時の措置

第20 本部及び署の措置

災害時における本部及び署の基本的な活動については、次のとおりとする。

- 1 基本的な活動等
- (1) 基本的な活動要領

災害警備体制が発令された場合における本部及び署の基本的な活動要領は、別 紙1及び別紙2によるほか、災害警備計画によるものとする。

(2) 本部及び被災地管轄署以外の署の措置

災害警備計画に基づき、迅速な直轄部隊の出動準備体制をとるものとする。

(3) 被災地管轄署の措置

署災害警備計画により自署活動とすることから、直轄部隊としての活動は要しないものとする。

- 2 事故災害発生時の措置
- (1) 初動措置主管課長は、事故災害を認知した場合、被害状況、警察措置等の必要な情報の集約に当たり、直ちに当該事案の概要等を本部長に報告し指揮を受け、 警察庁及び東北管区警察局へ必要な報告を行う。
- (2) 初動措置主管課長は、事故災害認知から災害警備体制確立までに講じた措置については、遅滞なく事件主管課長、警備課長及び発生場所を管轄する署長と情報共有するものとする。
- (3) 事件主管課長は、本部長の指揮を受け、所要の捜査に当たるものとする。
- (4) 事件主管課長は、捜査に着手するため(拡大)災害警備本部等の必要な班及び直轄部隊の人員を調整する場合は、初動措置主管課長等と協議するものとする。
- 3 被災地管轄署に対する指揮支援班の派遣

本部長は、被災地管轄署の被害状況等を踏まえ、効果的な部隊投入を行う上で、署長を補佐する必要があると認めた場合は、本部の職員のうち警視又は警部の階級にある職員を班長とする指揮支援班を被災地管轄署に派遣し、支援に当たらせるものとする。また、警察庁から警察庁災害対策指揮支援チーム(D-SUT)が派遣された場合には、密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、指揮支援班は被災地管轄署内に現地指揮所を設営して活動することとするが、被災地管轄署が被災し、又は部隊活動を要する場所から遠距離にあるなどの理由により、署が現地指揮所たり得ない場合は、本部長は、必要に応じ署以外の場所への設営を判断し、同所において所要の措置を講ずるものとする。

4 迅速かつ的確な災害警備活動

本部長は、直轄部隊の運用、警察災害派遣隊の要請、防災関係機関等との緊密な連携を図るなど、迅速かつ的確な災害警備活動に努めるものとする。

- 5 災害情報の収集
- (1) 本部長は、ヘリコプターテレビ中継システム、航空機運用総合調整システム(FOCS)、無人航空機、オフロードバイク等のほか、交通監視カメラ、デジタルカメラ、高度警察情報通信基盤システム(PⅢ:ポリストリプルアイ)、車載端末(カーロケ)及びカメラ付携帯電話等の通信機器を最大限活用した情報の収集に努めるものとする。また、職員は、非常参集途上はもとより、あらゆる警察活動を通じて災害情報の収集及び報告に努めるものとする。
- (2) 本部長は、災害発生直後において警察官の五感に基づく被害規模に関する情報 (生の声情報)の収集を行い、警察庁及び東北管区警察局と情報を共有するもの とする。
- 6 公安委員会への報告

本部長は、災害警備活動の実施状況、被害状況等を公安委員会に対して適宜報告するものとする。

7 警察庁及び東北管区警察局に対する報告

(1) 災害認知時の即報

本部長は、(拡大)災害警備本部等を設置する必要があると認められる災害を認知した場合又は災害に発展する可能性がある事案を認知した場合は、認知した時点で判明している事項について、直ちに警察庁及び東北管区警察局に報告するものとする。

その際、本部長は報告責任者を(拡大)災害警備本部等の総括班員のうち警部 以上の階級にある警察官を報告責任者として指定し、以後の報告についても引き 続きその任務に従事させるものとする。

(2) 被害集約報による報告

本部長は、災害認知時における即報後の報告については、概ね1時間後を目処 に次に掲げる事項を集約し、警察庁及び東北管区警察局に報告するものとする。 被害集約報による報告は、警察庁及び東北管区警察局から別途指示がある場合 を除き、1時間ごとに報告するものとする。

- ア 県内における人的・物的被害及び警察施設の被害状況
- イ 当該災害に関する110番通報件数
- ウ 警備体制及び警察措置
- エ 主要幹線道路の被害及び交通状況
- オ 住民の避難状況並びに仮設住宅の建設及び入居状況
- カ 治安状況
- キ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(3) 随時報告

本部長は、災害による人的被害の発生、要救助事案及び大きな社会的反響が予想される事案を認知した場合は、上記(2)によらず直ちに電話連絡の上、電子メール又はFAXで警察庁及び東北管区警察局へ報告するものとする。

8 署からの被害等報告要領

各署において、署災害警備本部等を設置又は解除した際は、様式第1号により報告するものとする。

なお、(拡大)災害警備本部等に対する被害等の報告は、別紙3「災害発生時に おける被害等報告基準」に該当するものについて、災害情報管理システム又は様式 第2号から様式第6号までにより行うものとする。

- (1) 災害警備本部等設置状況 (様式第1号)
- (2) 被害発生状況(様式第2号)
- (3) 人的被害発生状況(様式第3号)
- (4) 物的被害発生状況(様式第4号)
- (5) 道路損壞・交通規制状況(様式第5号)
- (6) 管内避難状況(様式第6号)

第21 初動措置班の措置

盛岡市及びその周辺が、地震等により甚大な被害を受け、(拡大)災害警備本部等の要員が参集困難となった場合に、あらかじめ指定された要員で構成する初動措置班により、(拡大)災害警備本部等の設置、被害実態の把握等の初動措置を迅速に行う

ものとする。

第22 直轄部隊等の出動

1 第一次出動部隊の自発的出動

被害情報の収集を任務とする被害調査隊、航空情報隊、先行情報隊及び警備船の 第一次出動部隊は、震度 5 強以上の地震の発生、津波の発生又は(大)津波警報の発 表の場合に各部隊長の指揮で自発的に出動するものとする。

なお、警備船の出港の可否については、船長の判断により決定すること。

2 本部長の指示による出動命令

(拡大)災害警備本部等を設置した場合において、第一次出動部隊を除いた直轄 部隊は、本部長の指示により出動するものとする。

3 部隊の前進待機

本部長が必要と認める場合は、部隊の全部又は一部に前進待機を命ずるものとする。

第23 装備資機材の活用及び警察車両の統制

1 装備資機材の有効活用等

職員は、各活動を行うに当たり、あらゆる装備資機材を有効かつ適切に活用し、 受傷事故防止及び効果的な災害警備活動に資するものとする。

2 警察車両の使用統制

警務部長は、(拡大) 災害警備本部等の設置に伴い、必要と認められる場合は、 岩手県警察車両管理規程(昭和38年岩手県警察本部訓令第11号)第14条の規定によ り、警察車両の使用統制を行うものとする。

第24 通信指令課等の措置

- 1 生活安全部通信指令課長又は総合当直責任者(以下「通信指令課長等」という。) は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の初期的段階において、 連携して次の措置を講ずるほか、災害警備計画により対応するものとする。
- (1) (大)津波警報、津波注意報等が発表された場合は、直ちに警察無線及び通信指令システムにより警備課長及び関係署長に伝達すること。
- (2) 関係署に対し、被災状況及び交通状況の情報収集並びに当該情報の報告を指示すること。
- (3) 被災地域から報告される人的及び物的被害に関する情報に基づいて、直ちに総括的な被害状況を把握し、分析評価するなど、被害情報の受理及び伝達を行うこと。
- (4) 通信機器の点検及び通信の確保を行うこと。
- 2 通信指令課長等は、大規模災害の発生を認知したときは、直ちに警察庁及び管区 警察局に対し、即時直通電話又は県内系無線を警察庁モニター回線に接続するなど の方法により、上記1の(3)で把握した初期段階の被害状況を速報するものとする。
- 3 災害被害の報告等で無線通話が輻輳する場合は、岩手県警察無線通信の運用に関する訓令(昭和63年岩手県警察本部訓令第7号)により、通信統制官(通信指令課長)において通話規制を実施するものとする。

第25 被留置者の避難対策

- 1 署長は、被留置者の避難等について、被留置者の留置に関する訓令(平成19年岩 手県警察本部訓令第12号)第44条により定める非常計画に基づき、迅速かつ的確に 実施するものとする。
- 2 本部長及び署長は、被留置者の移送に関し、災害警備計画に留置管理隊活動要領の留意事項を定めるものとし、当該留意事項を職員に対して周知徹底し、被留置者に対する適切な処遇を行うものとする。

第26 報道対応

本部長及び署長は、災害に関する報道に当たっては窓口を一本化し、迅速かつ正確な報道対応に努めるとともに、報道発表等に際しては、必要に応じて県、市町村、警察庁及び東北管区警察局と調整を図るものとする。

第27 県、市町村等との連携

- 1 本部長及び署長は、県及び市町村の災害対策本部、現地調整所等に連絡担当者を 派遣し、情報の共有化に努めるとともに、防災関係機関等と相互に連携及び協力し、 災害警備活動に当たるものとする。
- 2 本部長及び署長は、災害現場における救出救助、住民避難、警戒区域の設定等に 関しては、積極的な助言等を行うなど、適切かつ効果的な災害警備活動に努めるも のとする。

第28 避難誘導等

1 災害発生時の措置

本部長及び署長は、地域住民等の避難誘導に当たっては安全確保を第一義とし、次の各号に定めるところによるほか、災害警備計画により実施するものとする。

- (1) 避難経路の選定に当たっては、被災地域の実態、災害危険箇所の状況等を把握するなど安全な避難路を確保すること。
- (2) 警察施設において一時的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所が整った段階で、当該避難所に適切に誘導すること。
- (3) 避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の健康状態等に 配意すること。
- (4) 市町村から避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた場合は、当該情報の内容を踏まえ、適切に対応すること。
- (5) 避難誘導に当たっては、自宅等から避難所へ移動することによって、かえって 危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への待避、屋内の屋外に 面する開口部から離れた場所への退避その他の緊急に安全を確保するための措置 を考慮すること。
- 2 二次災害防止のための措置
- (1) 危険物貯蔵施設等における避難誘導

本部長及び署長は、石油備蓄基地、オイルターミナル等の危険物貯蔵施設、火災原因となるおそれのある薬品を保管及び管理する施設について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生のおそれを把握するとともに、そのおそれがある場合、施設内滞在者及び周辺住民の避難誘導並びに交通規制を行い、迅速かつ的確な措置を講じるものとする。

(2) 土砂崩れ等危険地域における避難誘導

本部長及び署長は、住宅地域を中心とした土砂崩れ等による二次災害の危険箇所の把握に努め、そのおそれがある場合には、市町村災害対策本部等関係機関に速やかに通報し、避難勧告等の発令を促すものとする。

(3) 急を要する場合の措置

急を要する場合は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条の規定により、現場警察官が避難等の措置を行うものとする。

(4) 二次災害防止のための措置の報告

二次災害防止のために執った措置については、速やかに警備課長又は初動措置 主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

第29 救出救助活動及び捜索活動

救出救助活動及び捜索活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 各活動は、被害状況の調査に基づき、被害が甚大な地域を優先して選定し、活動 すること。
- 2 各活動に際しては、消防、海上保安庁、自衛隊等の担当責任者との緊密な連携に 配意し、相互の情報共有を図るとともに、それぞれの任務分担及び活動区域の調整 を行い、共同した活動を行うこと。また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) や災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも、密接に情報共 有を図り、連携して活動すること。
- 3 各活動に際しては、マスク着用等による感染症対策を徹底すること。
- 4 被災者を救助した際は、人定事項の確認に努めるとともに、応急措置を施し関係 機関に確実に引き継ぐこと。
- 5 本部長及び署長は、県及び各市町村に対し、活動現場への重機及び瓦礫搬送用車 両の手配等について、必要な要請を行うこと。
- 6 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、その発見場所、発見状 況等が分かるよう、可能な限り写真撮影を行い、又は簡易な図面を作成するほか、 所持品等の身元確認資料を確実に保全すること。

第30 検視

本部長は、次に掲げる事項に留意し、検視の万全を図るものとする。

- 1 検視体制を確保し、市町村との連携により、検視場所、遺体安置所等を確保すること。
- 2 医師及び歯科医師との連携による迅速かつ的確な死体見分に努めること。
- 3 医師、市町村等との連携による身元の確認及び特定(以下「身元確認等」という。) 並びに遺族等への連絡及び引き渡しを行うものとし、身元確認等については特に慎 重を期すこと。
- 4 身元確認等は、遺族等の申し立てを踏まえ、顔貌、身体特徴、所持品、着衣、歯 科所見、その他の身元確認等に資する資料のほか、死者の被災場所と死体の発見場 所との関係性も考慮し、DNA型鑑定等科学的根拠を用いて総合的に判断すること。

第31 社会秩序の維持

本部長及び署長は、次に掲げる活動により、災害発生時における社会秩序の維持に

努めるものとする。

- 1 警戒活動
- (1) 被災地域、避難所、在宅避難者宅、仮設住宅、遺体安置所等におけるパトロールの強化
- (2) 移動交番車の活用並びに主要交差点等における交通規制及び警戒検問の実施
- 2 混乱防止等
- (1) 救援物資搬送、配布等に係る混乱防止
- (2) 駅、百貨店、ガソリンスタンド、その他不特定多数の者が集まる場所の混乱防止
- (3) 流言飛語の流布防止
- 3 相談活動等
- (1) 行方不明者届出窓口の設置等行方不明者情報の収集・管理体制の確保
- (2) 市町村との連携による行方不明者情報の精査及び追跡業務
- (3) 災害に係る相談電話又は相談所の開設
- (4) 避難所、在宅避難者宅、仮設住宅等の立ち寄りによる相談活動の推進(相談事項の内容に関係機関の判断が必要と認められる場合は、確実に当該関係機関の職員に引き継ぐとともに、その状況を記録化すること。)
- 4 犯罪の予防及び取締り
- (1) 被災後の混乱に乗じた犯罪の予防
- (2) 女性や子供、高齢者等に対する性暴力・DVやトラブルの防止
- (3) 生活経済事犯や特殊詐欺被害の防止
- (4) 窃盗犯及び粗暴犯の取締り
- (5) 暴力団、国際犯罪組織等の動向把握と取締り
- (6) 復旧、復興事業等からの暴力団の排除
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な犯罪の予防及び取締り

第32 警衛警護の実施

本部長及び署長は、警衛警護を実施するに当たり、被災者の感情その他諸般の状況を総合的に判断して県、市町村及び関係機関と連携し、行うものとする。

第33 被災者等への情報提供活動等

本部長及び署長は、被災者等への情報提供について、不安感の軽減等極めて重要な活動であることから、平素から情報提供の手段、方法、体制等について準備するとともに、災害発生時には次の活動を積極的に実施するものとする。

1 被災者等の要望に応じた情報提供活動の実施

被災者等の要望等を把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制 等警察措置に関する情報を災害警備部隊等を通じて、適切な提供に努めること。

なお、その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとと もに、県民の適切な判断と行動に資する正確かつ的確な情報伝達に留意すること。

2 多様な手段による情報提供

住民の避難先、救援物資の配布場所等、地域住民等の生活に必要な情報の収集に 努めるとともに、あらゆる広報手段を通じて幅広く情報提供すること。

3 被災地域以外における情報提供への配意

大規模な災害の発生により、県内全域のライフラインが途絶した場合は、被災地域から遠方の地域住民が、被災地域に関する各種情報を入手することが困難であることから、各警察施設の玄関ロビーなどに必要な情報を貼り出すなど、被災地域以外における情報提供について必要な配意を行うこと。

第34 ボランティア活動に対する支援等

1 ボランティア活動に対する支援

本部長は、自主防犯組織等のボランティア関係組織、団体等との連携を図り、被 災地における各種犯罪及び事故の未然防止、被災者等の不安の除去等を目的として 行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

2 海外からの支援活動の受け入れ

本部長は、海外からの支援活動の受入れ連絡を受けた場合において、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、東北管区警察局、県、市町村その他の関係機関と連絡を取り、必要な措置を講じるものとする。

第35 復旧及び復興に対する活動

本部長は、災害発生からの円滑な復旧及び復興を図るため、社会秩序及び交通秩序の維持その他必要な活動を行うものとする。

第4章 交通対策

第36 緊急交通路の確保等

本部長及び署長は、次に掲げる活動により、災害発生時における交通の確保に努めるものとする。

1 災害発生時の交通管理

災害が発生した場合における被害状況の把握から交通規制の最終段階までの適正な交通管理は、この実施要領のほか、災害警備計画及び大規模災害等に伴う交通規制実施要領によるものとする。

2 緊急通行車両に係る確認手続

災対法施行令第33条に基づき、公安委員会が行う災害応急対策のための緊急通行 車両(災対法第76条の緊急通行車両をいう。以下同じ。)に係る確認については、 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領により行うものとする。

3 交通状況の把握

緊急交通路の指定に必要な交通状況は、現場警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し通行可能な路線について迅速かつ的確に把握するとともに、緊急交通車両以外の車両が通行できる迂回路についても同様に把握するものとする。

4 交通規制の実施

災害発生に伴う応急対策が、的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があると認めるときは、公安委員会が速やかに区域又は道路の区間を災対法第76条第1項に基づく緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

5 交通規制の周知徹底

災対法に基づく交通規制が行われた場合は、直ちに通行禁止等に係る区域又は区間、対象、期間その他必要な事項について、あらゆる手段を活用し、周知を図るものとする。

6 交通規制の方法

緊急交通路に指定された区域又は区間の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に標示を設置するものとする。

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難である場合は、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

7 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通安全施設等の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通安全施設等の回復に努めるとともに、 これらを活用するものとする。

(2) 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するため必要な場合には、同区間内において放置車両の撤去 等を行うものとする。

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急交通路における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同区間において必要に応じ運転者等に対し車両移動等の命令を行うものとする。

(4) 道路管理者等への要請

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると きは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確 保するため、放置車両や立往生車両等の移動等について要請するものとする。

(5) 関係機関等と連携した交通規制等

交通規制及び障害物の除去に当たっては、道路管理者、防災関係機関等と相互に連携を保つとともに、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

8 迂回路対策

迂回路の設定、誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行うほか、必要に応じて交通要点に警察官等を配置するものとする。

第5章 自衛隊との相互協力

第37 自衛隊との相互協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警察と自衛隊との協力については、 大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定(平成8年1月26日付 け岩備発第44号)によるものとする。

別表第1

事故災害の種別等

事案の種別	事案の態様	初動措置主管課	事件主管課
航空機事故	○ 航空機墜落事故	警 備 課	
船 舶 事 故	○ 旅客船の衝突、転覆等の事故	警 備 課	
列(電)車事故	○ 列(電)車の衝突、転覆等の事故(踏切事故を除く)	警 備 課	
自動車事故	○ 旅客バス衝突、多重事故等の 道路交通事故	交通指導課	
火 災 事 故	○ 人家密集地域又は旅館、劇場、 デパート等多数人が集まる建物 における火災事故	警 備 課	当該事故災 害の発生状況 に応じた事件
爆 発 事 故	○ ガス、火薬類等の爆発事故	警 備 課	捜査を主管する課
雑 踏 事 故	○ 雑踏事故○ 公営競技場の紛争に伴う事故	地 域 課	
放射能事故	○ 放射性物質に係る事故	警 備 課	
毒性物質事故	○ 毒性物質に係る事故	警 備 課	
その他突発的な 災 害 等	○ 大規模山林火災○ その他突発的な災害及び突発的な事案	警 備 課	

- ※ 初動措置主管課は、事故災害を認知した場合、被害状況、警察措置等の必要な情報 の集約に当たり、直ちに当該事案の概要を本部長へ報告し指揮を受け、警察庁及び東 北管区警察局への必要な報告を行う。
- ※ 事件主管課は、当該事故災害の事件捜査を主管する課であり、本部長の指揮を受け 所要の捜査にあたる(事故災害の発生状況に応じて必要となる事件捜査を担当する課 が事件主管課となる。)。

本部における災害警備体制の種別、設置基準等

体制の種別	体制の名称等	体制	設 置 基 準
災害警備	拡大災害警備本部	別表第4	県内において発生した大規模な災害により、多数の
非常体制	(本部長:本部長)	のとおり	死者又は行方不明者が発生し、又は発生するおそれが
			あり、本部長が必要と認める場合
	災害警備本部	別表第4	1 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合
	(本部長:本部長)	のとおり	2 県内において大津波警報が発表された場合
			3 他都道府県で大規模な災害が発生し、警察本部長
			が必要と認める場合
			4 1から3までに掲げるもののほか、県内において
			大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合
災害警備	災害警備警戒本部	別表第5	1 県内において震度5強の地震が発生した場合
警戒体制	(本部長:警備部長)	のとおり	2 県内において津波警報が発表された場合
			3 1に掲げるもののほか、県内において相当規模の
			災害が発生し、又は発生が予想される場合
災害警備	災害警備連絡室	別表第6	1 県内において震度5弱又は震度4の地震が発生し
準備体制	(室長:警備課長)	のとおり	た場合
			2 県内において津波注意報が発表された場合
			3 県内において大雨警報等気象警報が発表され災害
			発生まで相当の時間的余裕がある場合
			4 県内において長雨等による地面現象災害が多数発
			生することが予想される場合
			5 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石
			川洪水予報のうち氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は
			氾濫発生情報(洪水警報)が発表され、相当規模の
			災害の発生が予想される場合
			6 1から5までに掲げるもののほか、県内において
			相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあ
			る場合

別表第3

署における災害警備体制の種別、設置基準等

体制の種別		1	中間の種別、改画基準寺 設 置 基 進
	体制の名称等	体制	2 1 1
災害警備	災害警備本部	署ごとに	
非常体制	(本部長:署長)	定める	り、多数の死者又は行方不明者が発生し、
			又は発するおそれがあり、本部長が必要と
			認める場合
			2 県内において震度6弱以上の地震が発生
			した場合
			3 県内において大津波警報が発表された場
			合
			4 他都道府県で大規模な災害が発生し、警
			察本部長が必要と認める場合
			5 1から4に掲げるもののほか、県内にお
			いて大規模な災害が発生し、又は発生が予
			想される場合
災害警備	災害警備警戒本部	署ごとに	1 管内において震度 5 強の地震が発生した
警戒体制	(本部長:署長)	定める	場合
			2 管内において津波警報が発表された場合
			3 1及び2に掲げるもののほか、管内にお
			いて相当規模の災害が発生し、又は発生が
			予想される場合
災害警備	災害警備連絡室	署ごとに	1 管内において震度5弱又は震度4の地震
準備体制	(室長:署長)	定める	が発生した場合
	(,	2 管内において津波注意報が発表された
			場合
			3 管内において大雨警報等気象警報が発表
			され災害発生まで相当の時間的余裕がある
			場合
			4 管内において長雨等による地面現象災害
			が多数発生することが予想される場合
			5 管内において北上川上流洪水予報、雫石
			川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうち氾
			一川供が了報及の様を石川供が了報のうられ 濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情
			報(洪水警報)が発表され、相当規模の災害の緊急が表現る。
			害の発生が予想される場合
			6 1から5までに掲げるもののほか、県内
			において相当規模の災害が発生し、又は発
			生するおそれがある場合

(拡大) 災害警備本部体制表

本 部 長	本部長						11 103 20					
副本部長	警務部	3長、警	译備 剖	『長								
部 長 等	(兼)誓	務部長	· 、生	三活多	全全	部長、	刑事部	長、	交通部	『長		
	(兼)誓	降備部長	、情	青報追	通信:	部長、	首席監	察官	、学校	交長		
本 部 付	総務課	長、科	学捜	皇 查母	肝究)	所長						
			班						直	瞎部隊	隊(班)	
	統	括	指	揖	Ĭ	班		指	揮	支	援	班
	総		括			班		警	衛	警	護	隊
								航	空	情	報	隊
	実		施			班		先	行	情	報	隊
								救	出	救	助	隊
	受		援			班		受		援		隊
	被	害	情	幸	Ž	班		被	害	調	查	隊
	生	活	安	全	<u>.</u>	班		被	災	者	支 援	隊
	地	域 安	全	対	策	班		被	災	地	警 戒	隊
	通	信	指	令	ì	班						
	検		視			班		検		視		隊
	捜		查			班		_	般	捜	査	隊
班及び直轄部隊	特		命			班		特		命		隊
	交	通	対	第	i i	班		交	通	対	策	隊
	~	λ <u>α</u> //1	7.3	711 - 7-	-)-1.		高	速道	道 路	対 策	隊	
	運	転 免	許	対	策	班						
	装	備	補	絽	1	班		装	備	補	給	隊
	会	計	処	珥	1	班						
	留	置	管	理	1	班		留	置	管	理	隊
	情	報	管	珥	1	班						
	監		察			班						
	広		報			班		広		報		隊
	記		録			班		記		録		隊
	救		護			班		救		護		隊
	予		備			班		予		備		隊
	通		信			班		通		信		隊
		4	2 3 ₺	狂					2	1 隊	(班)	

別表第5

災害警備警戒本部体制表

本 部 長	警備部長	
副本部長	警備課長	
	班	直轄部隊
	総 括 班	
		航 空 情 報 隊
	実 施 班	先 行 情 報 隊
		救 出 救 助 隊
	受 援 班	受 援 隊
班及び直轄部隊	被害情報班	被害調查隊
	生 活 安 全 班	被災者支援隊
	地域安全対策班	被災地警戒隊
	交 通 対 策 班	交 通 対 策 隊
	文	高速道路対策隊
	装 備 補 給 班	装備補給隊
	広 報 班	広 報 隊
	通 信 班	通 信 隊
	10班	1 2 隊

別表第6

災害警備連絡室体制表

					.,	
室	長	数言	備	課	長	
室	員	警	備	課	員	

(拡大) 災害警備(警戒)本部活動要領

	本部	署
体制の確立	1 全所属に対する災害警備非常(警戒)体制の発令 2 (拡大)災害警備(警戒)本部の設置 3 被害調査隊、航空情報隊、先行情報隊及び警備船の自発的出動 【出動基準】 (1) 震度 5 強以上の地震の発生 (2) 津波の発生 (3) (大)津波警報の発表 4 指揮支援班の派遣及び現地指揮所の運営 5 直轄部隊の職場待機指示並びに出動の検討及び命令 6 報告受理担当者の指定 7 警察庁及び東北管区警察局への体制報告 8 警察災害派遣隊の応援派遣要請の検討	1 被災地管轄署 (1) 署災害警備(警戒)本部設置と体制報告 (2) 署災害警備計画に基づく迅速かつ的確な部 隊の投入 (3) 災害情報に基づく部隊の増強と応援要請の 検討 (4) 報告担当者の指定 2 被災地管轄署以外の署 直轄部隊要員の出動準備
災害情報の収集等	1 沿岸署に対する迅速な(大)津波警報の伝達 2 全署に対する気象情報の伝達 3 ヘリテレ、デジタルカメラ等の映像による災害現場の把握 4 災害情報の集約及び分析評価並びに災害警備諸対策への反映 5 警察庁及び東北管区警察局への被害発生報告及びヘリテレ映像等現場映像の送信 6 関係署に対するヘリテレ映像の配信	1 沿岸市町村への迅速な(大)津波警報の伝達 2 出動警察官の迅速かつ的確な災害情報収集及び報告 3 本部報告 (1) 地震、津波の場合、被害の概括的速報(警察署、交番及び駐在所周辺の建物、道路等の状況) (2) 速報事項
関係機関との連絡調整	1 県災害対策(警戒)本部に要員を派遣 2 防災関係機関等との連携及び災害情報の収集 3 報道機関への適時、適切な情報提供	1 市町村災害対策本部等に要員を派遣 2 防災関係機関等との連携した災害情報の収集 及び本部(拡大)災害警備(警戒)本部への報 告 3 道路管理者からの道路状況の情報収集及び報 告 4 市町村長が行う住民避難警戒区域の設定に対 する指導助言 5 報道機関への適時、適切な情報提供(被害拡 大防止広報を含む)
現場活動	1 救出救助、住民避難、警戒区域の設定等に関する助言及び協力2 現場部隊活動状況及び災害情報の報告	1 (大)津波警報発表時の迅速な避難誘導 2 救出救助事案に対する迅速な対応 3 的確な交通規制及び緊急交通路の確保 4 他機関との連携による迅速かつ的確な部隊活動 5 災害警備用資機材の活用及び効果的な部隊活動
体制移行	が必要と認めた場合は、拡大災害警備本部に移行	明者が発生し、又は発生するおそれがあり、本部長する。また、災害警備警戒体制で、大規模災害となし、災害警備本部へ移行するなど、事態の状況に応

災害警備連絡室活動要領

	本部	署
体制の確立	 関係署に対する災害警備準備体制の発令 災害警備連絡室設置 災害発生が予想される場合においては、機動 隊等への待機指示 東北管区警察局への体制報告 	 署災害警備連絡室設置と体制報告(当直体制時は当番長を長として設置可) 在署員の把握及び部隊編成の準備 災害情報に基づく部隊の増強と応援要請の検討
災害情報の収集等	1 沿岸署に対する迅速な津波注意報の伝達 2 関係署に対する気象情報の伝達 3 災害情報の集約及び分析評価並びに災害警備 諸対策への反映 4 災害見通しと関係署、機動隊等に対する必要 な措置の指示	1 沿岸市町村に対する迅速な津波注意報の伝達 2 交番及び駐在所に対する各種気象情報の通報 3 災害情報の収集、危険箇所の調査及び警察本 部災害警備連絡室への報告
関係機関との連絡調整	 防災関係機関等との連携及び災害情報の収集 報道機関への適時、適切な情報提供(被害発生時の注意事項等の事前広報) 	1 防災関係機関等との連携した災害情報の収集 及び本部災害警備連絡室への報告 2 報道機関への適時、適切な情報提供
現場活動	交通管制センターを通じた道路利用者に対する 交通規制状況の早期情報提供	1 災害発生予想地域に対する警戒活動の強化及びパトカー、防災無線等による広報 2 災害発生地域直近での交通規制を行うのではなく迂回路を視野に入れた広域的な交通規制の実施及び道路利用者に対する規制情報の早期提供
体制移行	災害警備準備体制で、被害拡大のおそれがある: 本部へ移行する。	場合は、災害警備警戒体制を発令し、災害警備警戒

災害発生時における被害等報告基準

項目			判定基準等
110番通報件数			○ 当該災害に係る人的、物的被害、要救助事案の110番通報
	心肺停止者	人	○ 警察等が発見、収容等した時点から、医師による死亡確
	- // //		認が終了するまでの間の者をいう。
人	調査中死体	人	○ 医師による死亡確認が終了した者であり、かつ、災害認
	., ,		定がなされていない状態の者をいう。
的	死 者	人	○ 警察等が死体調査、検視等により災害に起因する死亡と
			判断して、都道府県に情報提供した後、災害認定された者
被			をいう。
			○ 疑義のある事案については、必ず本部に第一報を報告し
害			結論が出た時点で再報告すること。
	負 傷 者	人	○ 災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必
			要がある者とする。
			○ 「重傷」は、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽
			傷」は、1月未満で治療できる見込みのものとする。
	安否不明者	人	○ 警察と都道府県が人的被害に関連する情報の整理、突合、
			精査及び共有をした後の要捜索者及び要確認者をいう。
	要確認者	人	○ 災害の発生後に連絡が取れなくなった者のうち、被災可
			能性に関して判断が困難であり、継続した調査や確認が必
	t- + +		要なものをいう。
	要搜索者	人	○ 災害の発生後に連絡が取れなくなった者のうち、被災可
			能性に具体性等が認められ、救出救助活動等を実施する必要がある。
			要がある又は現に実施している者をいう。
	行方不明者	人	○ 安否不明者のうち、災害が原因で所在不明となり、かつ 死亡の疑いがあるものとして岩手県に災害認定された者を
			死亡の疑いがあるものとして右子原に次音節だされた有を いう。
	要救助事案	件	○ 主に災害の発生直後の急性期において、災害により生じ
	女似切ず朱	IT	た孤立、閉じ込め、生き埋め、埋没、流失、倒壊等により、
			直ちに避難誘導、救出救助、捜索等の活動をする又は現に
			実施している事案をいう。
	要救助者	人	○ 要救助事案の救助対象者をいう。
	2, V, 2, E		○ 住家
			現実に住家として使用している建物で、社会通念上の住
			家であるかどうか問わない。
	住家と非住家	きの	○ 非住家
	区別		住家以外の建築物をいう。
			官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家と
			する。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している
			場合には、当該施設のうち人が居住している部分を住家と
			する。
			〇 大破、補修不能
住			住家が、その居住のための基本的機能を喪失したもの。
			すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失した
	全壊・全焼	1-1-	もの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再
家	・流失	棟	使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、
			焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面
被			積の70%以上に達した程度のもの若しくは住家の主要な
1次			構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で示し、そ
			の住家の損害割合が50%以上に達したものとする。 ○ 補修可能
害			○ 補修引能
			もの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元
			どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部
I	半壊・半焼	棟	

ı	1	i	
			分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、
			又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占め
			る割合で示し、その住家の損害割合が20%以上50%未
			満のものとする。 ○ 被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再
	一部破損	棟	○ 被告が十場に達しないが、める程度の補修を加えれば再 び使用できる程度のもの
	一司视复	1宋	
			○ 窓ガラス数枚破損した程度のものは、含まない。 ○ 浸水が住家の床上以上に達したもので、日常生活を営む
	床上浸水	棟	ことができない状態のもの
			○ 浸水が住家の床上に達せず、床下にとどまったもの
	床下浸水	棟	○ 非住家は、非住家被害の項目で計上
			○ 被害が半壊若しくは半焼以上の場合又は20%以上の浸
非	住 家 被 害	棟	水被害のもの
1.11	Name of the sales		○ 耕地が流失し、耕土を施さなければ耕作不能な状態のも
耕	流失被害	ha	O
地	(水田・畑)	ma	○ 砂利等の蓄積のためこれを取り除かなければ耕作不能な
被			状態のもの
害			○ 植付け作物が流失した場合
	冠 水	,	○ 作物の先端が見えなくなる程度及びそれに至らないが浸
	(水田・畑)	ha	水のため相当減収が予想される場合
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		○ 国道、県道又は市町村道の道路で自動車の通行が不能と
			なった程度以上のもの
道	路損壊	箇所	○ 損壊とは、道路そのものが復旧工事によらなければ元ど
			おりにならないもので、単に土砂で道路が埋まり通行止め
			となった場合や通行に支障のない程度の陥没は含まない。
			○ 風水害を前提としたもので、地震による損壊は含まない
橋	梁 流 失	箇所	○ 市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失
			し、渡橋が不能になった程度のもの
堤	防決壊	箇所	○ 河川、ため池、灌漑用水の堤防を前提としたものであり、
.1.		Mr コ	沿岸の防波堤は含まない。
Щ	(崖)崩れ	箇所	○ 復旧工事を要するもの ○ 列車の運行が不能になった程度の被害箇所を計上、路線
			○ 列車の連行が不能になった程度の被害固別を訂上、路線 数ではない。
4生	軌 道 被 害	箇所	
业人	判 但 似 百	回川	○ 風によって線路の高圧線に物が絡まって運行不能となっ
			たような場合は含まない。
诵	信施設被害	回線	○ 不通になった回線数を計上
木	材 流 失	m ³	○ 立木ではなく、貯蔵している木材を立方メートルで計上
Щ	林 焼 失	ha	○ 樹木等がなく被害軽微なものは含まない。
船	船沈没	隻	○ 係留中の船体が沈没し航行不能のもの
舟白	流失	隻	○ 係留中の船体が所在不明のもの
被	舶 破 損	隻	○ 係留中の船体が破損し修理しなければ航行できない程度
害			のもの
	フムいかにトフ点	⊭	○ ヨット、ボート、櫂のみをもって航行する舟などで、沈
	ろかい等による舟	隻	没、流失又は破損したもの
10	/// III - 4II-	N/A	○ 災害により全壊、半壊、全焼、半焼、流失又は床上浸水
り	災 世 帯	数	の被害を受け、通常の生活の維持ができなくなった世帯を
			いう。
b	災 者	数	○ り災世帯の構成員数
	<u>у</u>	2/	(死者、負傷者及び行方不明者を含む。)
出	動警察官	数	〇 災害警備活動に従事した警察官数。出動せず待機した者
			及び警備本部要員で単に事務処理に従事した者は含まない。
出			〇 災害警備に従事した自衛隊員数
	動消防隊員		〇 災害警備に従事した消防隊員数
被	害 発 生 件	数	○ 事案(台風○○号)を1件とする。